

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	4
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	給料表	10
(2)	期末手当及び勤勉手当	10
2	公務員人事管理	
(1)	人材の確保・育成	10
(2)	人事評価制度	12
(3)	仕事と生活の両立支援	12
(4)	長時間労働の是正	13
(5)	心の健康づくり	15
(6)	定年制度の見直し等	15
(7)	公務員倫理の徹底	16
3	給与勧告実施の要請	17
別紙第2	勧告	19

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 3 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は 19,029 人であって、その平均年齢は 41.7 歳、平均経験年数は 19.1 年、また、男女別構成は男性 60.4%、女性 39.6%、学歴別構成は大学卒 85.6%、短大卒 3.6%、高校卒 10.8%、中学卒 0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料 347,219 円、扶養手当 9,625 円、地域手当 3,931 円、計 360,775 円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 252 の事業所を対象に、「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。ただし、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事

する者7,728人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.4%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で33.2%（昨年35.5%）、高校卒で28.0%（同24.0%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で20.8%（同33.5%）、高校卒で29.5%（同36.9%）となっており、大学卒で76.4%（同66.5%）、高校卒で70.5%（同60.2%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で199,247円（昨年197,726円）、高校卒で165,505円（同164,080円）となっている。

（資料第14表、第16表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は24.1%（昨年30.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.6%（同1.1%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.5%（昨年88.8%）となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は19.3%（同23.4%）、減額となっている事業所の割合は6.1%（同12.7%）となっている。

（資料第17表、第18表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均75円(0.02%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均43.7歳)	較 差 $(A) - (B)$ $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
372,263円	372,188円	75円(0.02%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額⁴の29月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.45月)と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.16月分上回っている。

(資料第21表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢43.7歳で372,188円、国家公務員では、平均年齢43.0歳で407,153円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「令和3年国家公務員給与等実態調査(令和3年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

令和2年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.4（前年100.3）となっている。なお、全都道府県の平均は100.0（同99.8）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、岡山市で0.4%減少している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で178,040円、3人世帯で191,000円、4人世帯で203,960円となっている。

（資料第25表、第26表）

第6 人事院の給与に関する報告、勧告

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に係りのある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定を行わないこととした。

(2) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とすることとする。支給月数の引下げ分について、本年度は、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降は、6月期と12月期の期末手当の支給月数が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様とする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変動し、行政課題はますます複雑・多様化する一方、急速な技術革新や社会全体のデジタル化の進展など、公務を取り巻く環境が大きく変化する中であって、職員には、あらゆる主体と協働しながら、必要な施策や事業を企画・立案し、効果的、効率的に実行していく能力が求められている。

また、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症や頻発化・激甚化する自然災害への対応など、これまで経験したことのない課題に対し、臨機応変で的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材の確保・育成が、一層重要となっている。

一方、受験年齢層人口の減少やコロナ禍にあっても高い民間企業の採用意欲により、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競合が生じている。中でも、特に競合が激しい技術職では、受験者数の減少が顕著となっており、有効な受験者確保対策を講じることが喫緊の課題となっている。

本委員会は、これまでも新たな試験区分の創設や受験資格の拡大に加え、コロナ禍にあっても時間と場所の制約を受けずに参加できるオンライン説明会の開催や、SNSを活用した情報発信などにも取り組んできた。

また、任命権者においても、体験を通じて公務への理解を深めるインターンシップの受入が行われている。

今後、こうした取組に加え、技術職の受験希望者に対し、複数回開催する仕事説明・座談会等を通じて、広域自治体である県の職員として働くことの魅力を職員が直接伝え、公務での具体的な活躍イメージを持ってもらうことで、志望意欲を喚起するなど、受験者層に届く募集・広報活動を、任命権者とともにより積極的かつ効果的に展開していく必要がある。

また、障がい者の採用については、令和元年度から障がいの種別を限定せず受験者を募集し、採用試験を行っているが、引き続き、障がい者の雇用を促進する観点から、各任命権者は、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等について検討していく必要がある。

人材育成については、各任命権者において研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、職員の自らの能力開発への意識の高まり等を踏まえた上で、一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

特に、これまでの女性活躍推進の取組により、管理職に占める女性の割合は徐々に増加している。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、

積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が重要である。

(2) 人事評価制度

人事評価制度は、成績主義の原則に基づく人事管理の基礎となるものである。

今後、定年が段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、任命権者において、職員の能力及び実績を的確に判断・評価し、任用や給与等に適切に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。

また、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言を適切に行うことにより、人材育成につなげることも大切である。

このため、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者は、評価対象者と適切なコミュニケーションを図り業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価を行うことが重要である。これにより、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組む必要がある。

なお、国では、本年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」の報告を受けて、新たな人事評価の在り方やその活用方法等について、現在検討が行われており、今後、こうした動向も注視していく必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を持つことができる人間らしい健康で豊かな生活を送ることは、人材確保の観点のみならず、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

本県においては、これまで育児休業や介護休暇、不妊・不育治療に係る休暇や家族休暇等について逐次拡充が図られてきたところであるが、これらの制度が十分に活用されるよう、各任命権者においては、職員に対してワーク・ライフ・バランスへの一層の理解や年次有給休暇の取

得、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが必要である。

特に、昨年策定された国の少子化社会対策大綱においては、男性の家事・育児参画の促進が重点課題とされており、本県においても、男性職員が育児休業を取りやすい環境づくりなどを一層推進する必要がある。

人事院は、本年8月、国家公務員の育児休業の取得回数制限緩和に係る法改正についての意見の申出を行ったほか、公務員人事管理に関する報告の中で、男性職員の育児休業取得の促進や不妊治療のための休暇（有給）の新設等について言及した。さらに、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員について、育児休業等の取得要件緩和のほか、不妊治療のための休暇（有給）、配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）の新設、産前及び産後の期間に係る休暇の有給化など、妊娠、出産、育児に係る休暇・休業等に関する措置を一体的に講じるとしている。本県においても、今後の地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正動向を注視するとともに、国の取扱いを踏まえ、本県の実情に応じた措置を検討する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、本県においても、在宅勤務を含むテレワークや拡大された時差出勤などに取り組んでいる。こうした多様で柔軟な働き方は、育児や介護で時間的な制約がある職員などの能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものであるが、テレワークの実施には、ハード・ソフト両面での環境整備、勤務時間管理や業務中のコミュニケーションなど様々な課題があることから、引き続き課題解決への方策について検討していく必要がある。

(4) 長時間労働の是正

平成31年4月に導入した時間外勤務命令の上限規制では、時間外勤務を原則月45時間、特定業務（他律的業務及び特定の時期に集中して発生する業務をいう。）の比重が高い職場に勤務する職員の場合であっても月100時間未満などとする上限を設定している。また、特例業務（大規模な災害への対応その他県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応する必要がある業務等）に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応業務や高病原性鳥イン

フルエンザ防疫措置などにより、11.5%の職員が特例業務に係る時間外勤務を命ぜられた。

このうち、新型コロナウイルス感染症対応業務を担う職場やこれに関連する職場での時間外勤務が多くなっているが、任命権者において、新たな組織の設置や機動的な人員配置、兼務による増員等により負担の平準化を図る方策などが積極的に講じられたところである。

しかし、特例業務に該当する時間外勤務命令は、制度上認められているものとはいえ、長時間の時間外勤務は、心身両面の負担が非常に大きいことから、職員の健康管理に一層の注意を払うとともに、特定の職員に長時間勤務が集中しないよう留意する必要がある。

なお、任命権者は、毎年度、特定業務の比重が高い職場を特定職場として決定するものとしているが、この決定にあたっては、各職場の業務内容を十分に勘案して要件に該当するかどうかを慎重に検討の上、適切に判断する必要がある。また、特例の適用は極めて限定的に判断すべきものであることを踏まえ、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分講じるとともに、特例は真にやむを得ない場合に限り適用していく必要がある。

一方、教育委員会においては、平成29年度からの「働き方改革プラン」に基づく取組に加え、学校が担う業務や行事の精選を行い、本年度は、これまでの取組を踏まえ、引き続き働き方改革に取り組んでいるところである。

また、令和2年3月に制定された県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則により、時間外在校等時間の上限を原則月45時間、年間360時間等と規定し、校長等による業務量の適切な管理を進めていくこととされている。

しかし、令和3年6月に実施した教職員勤務実態調査結果によれば、平成28年と比べ時間外在校等時間の縮減が進んではいるものの、県立高校における同月の時間外在校等時間の平均は49.8時間となっており、平均でも月45時間を超える結果となっている。

これまでに実施された効果的な取組を各学校にふさわしい形で広げていくなど、その成果も活用しつつ、時間外在校等時間の上限の遵守に向けて、取組を強化する必要がある。

各任命権者には、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた長時間労働の是正に向けて、業務の削減・合理化や業務配分の適正化、業務量に応じた適正な執行体制の確保といった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

また、このほかにも、新たな技術導入による事務作業の効率化や勤務間インターバル制度など、民間や他団体で導入されている取組を参考に、本県の実情を踏まえながら、職員の疲労蓄積を防止する取組を進めていく必要がある。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、優秀な人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題である。各任命権者においては、是正に向け不断の努力を払い、更に強い姿勢で臨まなければならない。

(5) 心の健康づくり

心の健康の問題により、病気休暇を取得、又は長期間休職する状況にある職員は、依然として相当数に上る。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対応業務などでは、心身に大きな負荷がかかることが想定される。

このため、各任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。また、一旦発症した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなどの積極的な取組が求められる。

(6) 定年制度の見直し等

少子化・高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少する中、質の高い行政サービスを提供するためには、高齢層職員が、その能力・経験

を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できる環境を整備することが重要である。

国家公務員の定年については、国家公務員法等の一部を改正する法律が本年6月に公布され、令和5年4月から段階的に65歳に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制を導入すること、職員の俸給月額を職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることなどの改正が行われたところである。

また、本年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員と同様の定年引上げのための措置が導入された。

地方公務員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとされており、各任命権者は、定年の65歳への段階的引上げと、それに伴う制度の円滑な実施に向け、国家公務員における取扱いを考慮した上で、準備を進める必要がある。なお、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額については、均衡の原則に基づき、国家公務員の取扱いに準じて措置する必要がある。

本委員会も、定年の引上げが円滑に行われるよう、人事委員会規則で定める事項等について検討を行うとともに、各任命権者との調整を図るなど、必要な準備を進めることとする。

(7) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけでなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。

こうしたことを踏まえ、任命権者においては、管理監督者を含めた職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知等を行っているところであり、特に、パワー・ハラスメントについては、令和2年度に、各任命権者において防止のための要綱や指針を制定するなど、その根絶に向けた取組がこれまで以上に進められている。

各任命権者においては、引き続き、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、強力に取り組む必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	課 長		
5級	副参事		課 長	
4級	主幹	係 長		課長代理
3級	主任		係 長	
2級	主事 技師	主 任		主 任
1級			係 員	

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和3年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（特定幹部職員にあっては、0.925月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあっては、0.525月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（特定幹部職員にあっては、1.0月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあっては、0.575月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1のイについては、令和4年4月1日から実施すること。

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和3年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	54
第17表 民間における給与改定の状況	54
第18表 民間における定期昇給の実施状況	55
第19表 民間における家族手当の支給状況	55
第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況	56
第21表 民間における特別給の支給状況	56
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57
第23表 民間における定年制の状況	57
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	57

3 生計費関係

令和3年4月の標準生計費算定方法	58
第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	59
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	59

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標	60
-------------	----

1 職員給与関係

令和3年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

令和3年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成28年4月1日の等級別基準職務表の医療職給料表（三）の格付け見直しに伴う差額（経過措置額）を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区分	計	性別		学歴別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人	19,029	11,497	7,532	16,281	679	2,064	5
	構成比	%	100.0	60.4	39.6	85.6	3.6	10.8	0.0
行政職	職員数	人	4,845	3,248	1,597	3,598	307	936	4
	構成比	%	25.5	67.0	33.0	74.3	6.3	19.3	0.1
公安職	職員数	人	3,571	3,159	412	2,338	169	1,063	1
	構成比	%	18.8	88.5	11.5	65.5	4.7	29.8	0.0
教育職(一)	職員数	人	3,695	2,078	1,617	3,562	68	65	-
	構成比	%	19.4	56.2	43.8	96.4	1.8	1.8	-
教育職(二)	職員数	人	58	35	23	58	-	-	-
	構成比	%	0.3	60.3	39.7	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	人	6,358	2,704	3,654	6,247	111	-	-
	構成比	%	33.4	42.5	57.5	98.3	1.7	-	-
研究職	職員数	人	223	176	47	222	1	-	-
	構成比	%	1.2	78.9	21.1	99.6	0.4	-	-
医療職(一)	職員数	人	24	16	8	24	-	-	-
	構成比	%	0.1	66.7	33.3	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人	144	76	68	127	17	-	-
	構成比	%	0.8	52.8	47.2	88.2	11.8	-	-
医療職(三)	職員数	人	111	5	106	105	6	-	-
	構成比	%	0.6	4.5	95.5	94.6	5.4	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	給料	扶養手当	地域手当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全給料表	19,029	41.7	19.1	347,219	9,625	3,931	360,775
行政職	4,845	43.1	20.7	335,401	9,846	6,572	351,819
公安職	3,571	38.1	16.7	327,716	14,003	6,048	347,767
教育職(一)	3,695	45.0	21.9	377,847	9,348	4,691	391,886
教育職(二)	58	40.7	17.6	357,469	9,474	4,258	371,201
小中教育職	6,358	40.8	17.8	349,441	7,315	-	356,756
研究職	223	43.2	18.6	351,858	10,260	5,352	367,470
医療職(一)	24	39.1	12.1	420,758	8,521	71,694	500,973
医療職(二)	144	44.8	19.2	345,924	7,517	4,159	357,600
医療職(三)	111	39.2	16.1	314,689	2,383	2,429	319,501

注:給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	622	24.9	2.7	204,926
	2級	485	29.9	6.8	245,324
	3級	873	38.5	15.7	317,593
	4級	827	44.7	22.0	385,913
	5級	1,369	52.0	29.9	413,602
	6級	527	54.9	32.9	433,516
	7級	90	56.8	34.4	454,552
	8級	33	57.7	35.1	484,046
	9級	19	57.7	34.6	533,900

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	366	22.7	2.2	219,204
	2級	554	28.4	6.4	261,623
	3級	732	34.6	12.9	309,583
	4級	1,074	41.5	19.8	383,928
	5級	541	49.3	28.3	436,066
	6級	182	50.1	28.9	459,581
	7級	78	51.5	30.8	473,631
	8級	27	56.0	35.2	477,239
	9級	17	57.9	37.5	492,591

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	74	37.7	14.2	304,211
	2級	3,210	44.0	20.9	383,648
	特2級	173	51.6	28.4	452,385
	3級	168	54.4	31.3	483,067
	4級	70	57.8	34.8	493,940

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	50	39.0	15.9	361,124
	特2級	5	48.6	25.8	427,464
	3級	3	55.0	32.7	445,384
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,278	38.2	15.2	338,445
	特2級	251	49.5	26.4	425,487
	3級	436	53.2	30.3	448,879
	4級	393	56.7	33.9	456,591

注:1 給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

2 職員数が1人の場合は、平均年齢等の欄を(*)としている。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	6	24.4	0.6	207,183
	2級	87	32.4	7.7	299,969
	3級	98	49.4	24.5	409,667
	4級	26	56.5	33.0	445,317
	5級	6	58.5	35.4	479,991

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	10	28.9	3.1	385,526
	2級	4	35.0	8.3	495,407
	3級	6	45.0	16.7	562,445
	4級	4	59.4	31.7	702,949

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	26	28.3	2.4	236,251
	3級	18	38.4	11.3	301,921
	4級	14	41.8	13.8	329,463
	5級	65	50.1	25.3	404,881
	6級	20	55.9	31.4	426,789
	7級	1	*	*	*
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	21	24.0	1.1	221,353
	3級	27	29.8	6.3	262,211
	4級	25	40.0	16.6	318,478
	5級	27	52.6	29.8	407,606
	6級	11	56.9	34.7	433,558
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者					1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員						
	1	2	3	4	計	円	人
全給料表	1,733	86	23	4	1,846	11,664	17,183
行政職	26	72	20	4	122	19,152	4,723
公安職	-	-	3	-	3	33,100	3,568
教育職(一)	1,005	-	-	-	1,005	11,080	2,690
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	58
小中教育職	671	-	-	-	671	10,986	5,687
研究職	29	3	-	-	32	11,131	191
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	24
医療職(二)	2	11	-	-	13	18,754	131
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	111

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族			職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	子	父母等		
全給料表	8,404	21,793	4,301	13,205	484	0.9	10,625
行政職	2,203	21,655	1,146	3,303	171	1.0	2,642
公安職	2,171	23,033	1,493	3,704	20	1.5	1,400
教育職(一)	1,625	21,256	750	2,421	104	0.9	2,070
教育職(二)	27	20,352	11	45	2	1.0	31
小中教育職	2,197	21,170	821	3,455	180	0.7	4,161
研究職	108	21,185	57	161	5	1.0	115
医療職(一)	9	22,722	7	16	-	1.0	15
医療職(二)	51	21,225	13	81	2	0.7	93
医療職(三)	13	20,346	3	19	-	0.2	98

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者									1人当たり 手当額 円	非受給者 人
	支給率別人員										
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計			
全給料表	人 24	人 33	人 -	人 1	人 5	人 1	人 6,394	人 6,458	円 11,583	人 12,571	
行政職	20	8	-	1	2	1	2,743	2,775	11,475	2,070	
公安職	4	1	-	-	3	-	2,027	2,035	10,614	1,536	
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,413	1,413	12,267	2,282	
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	21	21	11,760	37	
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,358	
研究職	-	-	-	-	-	-	109	109	10,950	114	
医療職(一)	-	24	-	-	-	-	-	24	71,694	-	
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	54	54	11,091	90	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	27	27	9,985	84	

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者 人
	借家・借間			
	人員	1人当たり手当額 円	1人当たり家賃額 円	
全給料表	人 3,834	円 25,267	円 56,860	人 15,195
行政職	1,068	25,187	57,766	3,777
公安職	294	25,522	60,800	3,277
教育職(一)	876	25,327	56,493	2,819
教育職(二)	19	25,079	57,792	39
小中教育職	1,458	25,266	55,626	4,900
研究職	56	25,407	57,282	167
医療職(一)	12	24,708	63,833	12
医療職(二)	27	25,022	55,974	117
医療職(三)	24	23,904	52,396	87

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,346	900	14,296	16,542	10,496
行政職	1,067	503	2,628	4,198	12,637
公安職	144	40	2,581	2,765	6,776
教育職(一)	73	210	3,092	3,375	12,145
教育職(二)	1	3	47	51	10,739
小中教育職	12	71	5,639	5,722	9,127
研究職	12	29	168	209	17,355
医療職(一)	3	2	7	12	10,228
医療職(二)	16	26	81	123	23,126
医療職(三)	18	16	53	87	17,154

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,893	57,991	69	122,304	232	32,871	230	18,184	147	26,527
行政職	662	65,114	7	67,000	31	43,677	208	17,492	22	22,960
公安職	107	81,150	-	-	178	30,989	-	-	25	33,290
教育職(一)	238	53,229	-	-	17	32,471	2	9,500	71	23,013
教育職(二)	3	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-
小中教育職	829	50,125	-	-	3	32,667	-	-	-	-
研究職	18	72,439	4	18,750	2	38,000	-	-	29	32,008
医療職(一)	4	112,850	24	280,500	-	-	4	35,000	-	-
医療職(二)	21	58,752	34	34,206	1	30,000	16	24,063	-	-
医療職(三)	11	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,487
647
806
320
7
636
14
12
21
24

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
213	28,292	50	5,098	10,110	5,496	321	18,790	169	17,393	140	15,035
16	17,688	3	4,250	-	-	-	-	-	-	140	15,035
-	-	12	6,361	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	4	5,042	3,695	5,736	321	18,790	169	17,393	-	-
-	-	-	-	58	5,531	-	-	-	-	-	-
197	29,153	26	4,784	6,357	5,356	-	-	-	-	-	-
-	-	5	4,250	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									1
5			1						
6									
7	8						1		
8									
9									1
10	5	1							
11	4	2							2
12		31	2						
13		25	1						6
14	9	25	9						4
15	3	8	11						2
16	2	8	11						2
17		8	10						
18	22	25	18						
19	2	27	13						
20	1	18	7						
21		18	7						
22	13	38	19					2	
23	3	27	22					1	
24	2	38	16						
25	3	9	12					6	
26	11	28	19					3	
27	2	16	11					10	
28	4	26	12				1	7	
29	84	18	13						
30	5	17	12						
31	1	13	11				12	2	
32	88	9	20				36		
33	5	5	27				11		
34	13	8	22	1			4		
35	2	7	16	2			9		
36	81	4	16	5			2		
37	35	2	29	5					
38	21	4	15	8			9		
39	6	2	22	16			2		
40	53	2	17	7			1		
41	29	1	19	10					1
42	29	2	29	11			2		
43	7		13	22					
44	8	1	20	22					
45	7		24	33				1	
46	7		16	18					
47	3	1	13	20					
48	5		13	26					
49	2	1	14	30					
50	6	1	18	41	1	12			
51	1		31	43	4	39			
52	2		21	50	5	21			
53	3		12	35	3	38			
54	1		13	44	9	18			
55	2	1	16	30	14	40			
56	3	1	10	33	14	26			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 3	人	人 10	人 28	人 23	人 21	人	人	人
58	3		13	45	19	10			
59	1		9	49	30	26			
60	2		7	45	37	29			
61			3	41	37	20			
62	1		7	25	38	16			
63			7	25	41	22			
64		1	6	17	29	15			
65			5	13	35	17			
66	2		2	8	49	10			
67	1		4	4	42	14			
68	1		2	7	42	11			
69		1	4	2	25	12			
70			4	4	24	9			
71	2		2		25	13			
72			1		37	13			
73	1		1	1	37	15			
74			3	1	46	7			
75		2	3		47	13			
76			1		39	7			
77		1	2		29	1			
78			3		29	4			
79			4		26	5			
80			3		28	5			
81			2		24	3			
82			2		37	4			
83		1	2		34				
84			3		26				
85			3		28	10			
86			3		32				
87			2		49				
88			1		50				
89			4		32				
90			1		26				
91					27				
92			2		39				
93	2		6		101				
94									
95			3						
96			2						
97			1						
98									
99			1						
100									
101			4						
102			3						
103		1	2						
104			2						
105			3						
106									
107			2						
108									
109			2						
110			1						
111									
112			1						

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125		人	人	人 6	人	人	人	人	人	人
計		(310) 622	(224) 485	(350) 873	(257) 827	(381) 1,369	(63) 527	(9) 90	(2) 33	(1) 19
									合計	(1,597) 4,845

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3									
4									
5									
6				1					
7	20								
8	3			1					
9	2								
10	26			2					
11	5								
12	2								
13				1					
14	26			1					
15	1								
16	1			3					
17	3			1					
18	27	1		6		1			
19	2			2					
20	8	1			1				
21	4			1					
22	30	60		9	2				
23	58	3		2	2				
24	9	13		4	3				
25	2	7		2	2	1			
26	73	66		7	6	1			
27	10	6		1	1	1			
28	10	11		6	3	1			
29	4	2		1	5	1			
30	7	53		16	3	1			1
31	2	8		3	4	1			7
32	4	17		14	2	2			4
33	2	2		3	4	1			1
34	3	35		22	9	4			1
35	3	2		10	5	3			
36	6	24		15	14	1	1		
37	2	3		6	5	5	1		2
38	5	36		32	11	4			
39		9		9	7	4	1		
40		23		32	15	2			1
41		9		18	10	2			
42	2	28		30	17	3			
43	1	12		8	12	3	1		
44	1	24		35	22	2	1	1	
45	1	12		14	13	3	1	1	6
46		19		32	24	4	1		1
47		4		7	16	6			9
48		9		19	23	2	4		
49		2		10	19	11	1	1	4
50		8		33	23	5	1		2
51		2		11	16	7	1	1	1
52		2		22	27	10	5	3	
53		1		14	14	8	1	6	2
54		5		14	21	11	1		
55	1	4		11	13	7	2	11	
56		1		15	20	8	1	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人	3	5	12	11	1	5	人	人
58		3	18	19	5	3	3		
59		3	10	20	5	4	5	1	
60		3	16	23	5	2	1		
61		3	8	15	6	1	2		
62		3	8	19	4	3	3		
63		2	2	23	15	4	3		
64		3	14	15	11	6	2		
65		1	4	22	6	4	1		
66		1	8	24	8	4	2		
67		1	10	9	8		1		
68			5	19	22	2	3		
69		1	10	18	21	2	3		
70		1	6	22	11	2			
71			7	14	11	5	3		
72			5	25	14	5	5		
73			7	13	19	2	2		
74		1	7	17	8	2	1		
75			2	20	10	1	2		
76			6	17	7	9	1		
77			7	13	6	5	2		
78			7	16	9	4	1		
79			4	13	17	1	1		
80			5	8	9	6			
81			3	9	16	3			
82			5	15	5	3			
83			5	12	17	6			
84			2	8	13	5	1		
85			5	12	12	3			
86		1	3	4	5	5			
87			1	12	5	5			
88			4	10	7				
89			1	1	6	2			
90			3	5	5	2			
91			1	3	3	3			
92			1	8	3	3			
93			3	5	70	40			
94			2	5					
95			1	6					
96			1	4					
97				10					
98				5					
99				8					
100				3					
101			1	7					
102				7					
103				4					
104				5					
105				4					
106				5					
107			1	5					
108			1	3					
109				6					
110				2					
111				4					
112				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				5					
114			1	3					
115				3					
116				3					
117				5					
118				3					
119				7					
120				2					
121				3					
122				1					
123				1					
124				3					
125				26					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(70) 366	(92) 554	(118) 732	(99) 1,074	(27) 541	(4) 182	(2) 78	(-) 27	(-) 17
								合計	(412) 3,571

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		17			
6					
7		1			
8		25			
9		9			
10		3			
11		5			
12		39			
13		3			
14		6			
15		7			
16		45			
17		5			
18		16			
19		1			
20		23			
21		5			
22		11			
23		3			
24		40			
25		8			
26	1	13			1
27		7			1
28		38			2
29		4			
30		12			1
31		3			22
32		51			4
33		3			4
34		12			8
35		5			5
36		52			3
37		6			19
38		23			
39		9			
40	1	65			
41		8			
42		22			
43		9	1		
44		31			
45		10			
46	1	10			
47		7			
48	1	52			
49	1	15		1	
50	2	29			
51		24			
52		41			
53		19		1	
54	1	22			
55	1	24		1	
56	2	16		1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57		22			
58	1	2		3	
59		17		7	
60	3	22		2	
61	1	18	2	1	
62		21		2	
63	1	6	1	4	
64	1	14	1	8	
65	1	13	1	2	
66	1	23	2	2	
67	1	19	2	5	
68	1	16	1	4	
69	3	14	3	3	
70		16	1	10	
71	1	22	2	3	
72	1	21		3	
73		9	2	11	
74	1	16		3	
75		17	1	3	
76	2	22	2	10	
77	2	17	2	78	
78	2	17	2		
79	3	26	1		
80	1	14			
81	2	15	4		
82	2	19			
83		23	4		
84	2	23	1		
85		22	4		
86		17	1		
87	1	16	3		
88	4	17	2		
89	1	20	3		
90	1	17	7		
91	2	13	2		
92		15	9		
93		20	5		
94	2	20	2		
95	2	20	7		
96	1	18	2		
97		16	9		
98	1	19	3		
99		11	5		
100	1	16	5		
101	1	18	4		
102	1	11	2		
103		19	1		
104		18	3		
105	3	10	4		
106		33	2		
107		25	4		
108		22	1		
109		16	47		
110	1	16			
111	1	19			
112		23			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113	1	19			
114		27			
115	1	20			
116	1	15			
117		15			
118		9			
119	2	18			
120		21			
121		27			
122	1	27			
123		21			
124	1	36			
125		23			
126		26			
127		45			
128		27			
129		41			
130		42			
131		63			
132		74			
133		76			
134		133			
135		104			
136		103			
137		100			
138		81			
139		40			
140		29			
141		22			
142		11			
143		5			
144		1			
145		4			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(29) 74	(1,490) 3,210	(52) 173	(37) 168	(9) 70
			合計	(1,617) 3,695	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
25					
26					
27					
28		2			
⋮					
34					
35		1			
36		1			
37					
38					
39					
40		2			
⋮					
46					
47					
48		1			
⋮					
54					
55					
56		1			
57					
58		2			
59		1			
60		1			
61					
62		1			
63					
64					
65		1			
66		1			
67					
68		1			
69		1			
70			1		
71		1			
72		3			
73		2			
74					
75					
76					
77					
78		2			
79					
80					
81					
82			1		
83					
84					
⋮					
90					
91					
92		3			
93		2		3	
94					
95		1			
96		1	1		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
97		1			
98		1			
99					
100		2	1		
101		1			
102					
103		2			
104					
105					
106			1		
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113					
114					
115					
116		1			
117					
118					
119		1			
120		1			
121					
122					
123		1			
124					
125					
126					
127					
128		1			
129					
130					
131					
132		1			
133		1			
134					
135					
136					
⋮					
142					
143		1			
⋮					
149		1			
150					
151					
152					
153					
154					
155		1			
156					
157					
計	-	(21) 50	(2) 5	(-) 3	-
				合計	(23) 58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17		122			
18					
19		8			
20		111	1		
21		28			16
22		3			17
23		5			83
24		159			20
25		8			21
26		13			41
27		11			14
28		158			30
29		13			22
30		18			11
31		11			13
32		55			16
33		11			9
34		31			9
35		8			6
36		142			8
37		13			57
38		22			
39		15	1		
40		166			
41		11			
42		35			
43		23			
44		168			
45		7			
46		31			
47		32			
48		152	1		
49		15	2		
50		46			
51		27			
52		134			
53		18			
54		35	1		
55		29			
56		125	1		
57		20	1		
58		29	3		
59		27			
60		108			
61		15			
62		47	1		
63		38	4		
64		64	3	1	
65		39	1		
66		40	4	1	
67		40	2	2	
68		39	1	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
69		35			
70		11	2	5	
71		35	3	4	
72		57	4	1	
73		35	2	1	
74		52	5	19	
75		20	4		
76		24	3	3	
77		37	4	3	
78		38	4	14	
79		38	6	11	
80		22	6	7	
81		26	5	7	
82		22	6	14	
83		33	6	17	
84		39	1	47	
85		29	5	15	
86		30	9	14	
87		30	7	15	
88		37	6	24	
89		36	5	13	
90		35	2	10	
91		36	6	17	
92		43	3	19	
93		57	3	151	
94		27	5		
95		42	5		
96		37	14		
97		30	5		
98		32	9		
99		33	7		
100		27	6		
101		27	10		
102		38	5		
103		35	3		
104		28	5		
105		34	2		
106		37	6		
107		17	4		
108		27	2		
109		22	29		
110		24			
111		32			
112		27			
113		35			
114		21			
115		23			
116		18			
117		19			
118		22			
119		20			
120		20			
121		26			
122		24			
123		16			
124		21			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		20			
126		15			
127		15			
128		16			
129		10			
130		17			
131		17			
132		13			
133		17			
134		14			
135		19			
136		21			
137		20			
138		13			
139		27			
140		26			
141		32			
142		38			
143		55			
144		63			
145		80			
146		118			
147		79			
148		85			
149		81			
150		59			
151		34			
152		22			
153		16			
154		5			
155		3			
156		3			
157		2			
計	-	(3,286) 5,278	(133) 251	(126) 436	(109) 393
				合計	(3,654) 6,358

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
⋮					
12		2			
13		4			
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20		1			
21					
22		4			
23		2			
24					
25					
26		6			
27		2			
28		2			1
29	3				4
30		3			
31			1		
32	2				
33		2			1
34		2	3		
35		2	2		
36		2	1		
37		3	1		
38		1	3		
39		2	5		
40			1		
41		1	2		
42		1	1		
43	1		4		
44		1	2		
45		1	1		
46			1		
47		1		5	
48		2	2	2	
49		1		3	
50		1	1		
51		1		1	
52		4			
53		2		2	
54		1			
55		2	1		
56		1		1	
57		1	1	3	
58		2		3	
59		2			
60			2		
61					
62		2	2		
63		1		1	
64		1	1		

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1	1		
66		4			
67		1	1		
68				3	
69		1	2		
70		1			
71		1			
72		1	1		
73				2	
74					
75					
76		2	3		
77		1	5		
78			3		
79		2	3		
80		1	3		
81			1		
82		1	3		
83			2		
84			2		
85			2		
86			5		
87			2		
88			4		
89			17		
90					
91					
⋮					
121					
計	(3) 6	(31) 87	(12) 98	(1) 26	(-) 6
				合計	(47) 223

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4			1	
⋮				
10				
11	2			
12				
13				
14	2			
15				
16				
17				
18	1	1		
19			2	
20				
⋮				
30		1		
31				
32	3			
33				
34				
35				
36	2			
37		1		
38				
39				
40				
41		1		
42				
43				
44				
45			1	
46				
47				1
48			1	
49				
50				
51				
⋮				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71			1	
⋮				
89				
90				
91				
⋮				
97				
計	(4) 10	(2) 4	(2) 6	(-) 4
			合計	(8) 24

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
⋮								
13								
14								
15								
16		2						
17		6						
18								
19				1				
20		1						
21								
22		2						
23		1						
24		2						
25			1					
26		1						
27		1						
28		1	1				1	
29								
30		3						
31			1					
32		1	2	1				
33				1				
34		1		1				
35			1	1				
36		1	1		1			
37		1	1					
38			1	1				
39			1		1			
40			1	2	1			
41		1	1	1	3			
42					1	2		
43		1	1	1		1		
44						1		
45			1		1	1		
46			1		1	1		
47			1	1	1			
48						2		
49					1			
50				1		1		
51								
52						2		
53					1	2		
54					1	1		
55					1			
56					1	1		
57						1		
58					4	1		
59					3			
60					2			
61					1	1		
62						1		
63					2			
64						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65								
66					1			
67					2			
68					1			
69								
70					3			
71								
72					1			
73					1			
74					2			
75					1			
76					4			
77				1				
78				1	1			
79					1			
80					3			
81								
82					5			
83					2			
84					2			
85					8			
86								
87								
88			1					
⋮								
94								
95								
96			1					
97								
98								
99								
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(13) 26	(10) 18	(7) 14	(32) 65	(5) 20	(1) 1	-
							合計	(68) 144

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			3				
2							
3							
4			1				
5			3				
6			2				
7							
8			2				
9		7	3	1			
10			1	1			
11			1				
12		8					
13				1			
14			1				
15			1	1			
16		2	3				
17		1	1				
18		1		1			
19			1	1			
20			2				
21		2					
22							
23			1				
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30				1			
31							
32				1	1		
33				1	1		
34				2			
35				2			
36			1	1			
37							
38							
39				1			
40							
41							
42				1		1	
43						1	
44				1		1	
45							
46				1			
47						1	
48				1			
49							
50						1	
51						1	
52				1			
53						1	
54							
55					1		
56							
57							
58							
59				1			
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61						1	
62						1	
63				1	1		
64							
65				1			
66							
67							
68							
69					2	2	
70					1		
71					1		
72					2		
73					2		
74							
75				1			
76					1		
77					1		
78					2		
79					1		
80							
81				1			
82							
83					1		
84							
85					2		
86							
87					1		
88					2		
89					2		
90					1		
91							
92					1		
93							
94							
95							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(20) 21	(25) 27	(24) 25	(26) 27	(11) 11	-
						合計	(106) 111

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	8									8
19	8									8
20	12									12
21	25									25
22	85									85
23	114									114
24	117									117
25	106									106
26	59	50								109
27	22	81								103
28	13	88								101
29	17	103								120
30	6	58	28							92
31	9	33	29			1				72
32	6	22	60							88
33	5	15	60							80
34		8	71							79
35	3	4	79				1			87
36	2	2	85							89
37	1	5	84							90
38	1	5	79	2						87
39		3	55	25						83
40	1	1	57	77						136
41			30	85						115
42		1	22	106				1		130
43	1	1	15	104	7		1		1	130
44			13	105	14					132
45		1	9	110	32					152
46			9	58	69	1				137
47			15	45	99	2				161
48		1	11	20	130	2				164
49		2	10	14	129	18				173
50	1		7	18	130	25				181
51		1	7	19	108	36				171
52			8	8	132	51	1			200
53			6	9	101	53	7			176
54			4	5	75	68	5			157
55			3	6	86	71	11	4		181
56			1	4	69	53	14	5	1	147
57			4	3	67	59	14	7	3	157
58			7	3	49	43	13	5	10	130
59			5	1	72	44	23	10	4	159
60										
⋮										
67								1		1
計	622	485	873	827	1,369	527	90	33	19	4,845

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	20									20
19	34									34
20	29									29
21	32									32
22	91									91
23	91		2							93
24	26	66	2							94
25	14	84	8							106
26	12	80	8							100
27	10	60	18							88
28	2	78	25							105
29	3	61	28	1						93
30		32	55	6						93
31		25	83	9						117
32	2	14	85	18						119
33		12	80	39						131
34		17	60	41	3					121
35		9	38	55						102
36		5	49	79	2					135
37		5	27	75	4					111
38		4	28	72	8					112
39		1	30	72	16	1				120
40			32	85	12	4				133
41			25	91	28	9				153
42			8	69	28	7	1			113
43			15	55	29	6	2			107
44			5	59	35	12	4			115
45			8	40	15	11	2			76
46			3	38	45	12	6			104
47			4	31	34	18	8			95
48			2	24	33	9	4			72
49			1	16	19	10	5			51
50		1	1	18	19	4	5	1		49
51			2	17	16	7	5	1		48
52				15	13	6	6	2		42
53				14	17	8	6	2		47
54				3	19	7	3	3		35
55				8	33	7	3	1	3	55
56				9	25	15	6	5	1	61
57				9	23	11	4	5	2	54
58				3	34	9	3	5	6	60
59				3	31	9	5	2	5	55
計	366	554	732	1,074	541	182	78	27	17	3,571

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		17				17
23		37				37
24	1	50				51
25		64				64
26		67				67
27	1	75				76
28	2	66				68
29	3	84				87
30	3	90				93
31	2	80				82
32	3	77				80
33	4	111				115
34	6	61				67
35	12	75				87
36	4	67				71
37	7	71	1			79
38	2	75				77
39	2	72				74
40	7	70	2			79
41	1	74	2			77
42	1	72	6			79
43	1	64	6			71
44	1	66	4			71
45		63	8	1		72
46	2	64	7	1		74
47	1	77	12	4		94
48	2	79	15	4		100
49		88	12	9		109
50	2	83	16	5		106
51	2	97	4	12		115
52	1	116	6	15		138
53		110	7	23		140
54		116	2	20	4	142
55		146	14	17	5	182
56	1	150	7	17	8	183
57		157	14	19	19	209
58		157	14	9	19	199
59		122	14	12	15	163
60						
61						
62						
計	74	3,210	173	168	70	3,695

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25		2				2
26		1				1
27		3				3
28						
29		1				1
30						
31		2				2
32		3				3
33		2				2
34		3				3
35		1				1
36		4				4
37		2				2
38						
39		5				5
40		3				3
41		4				4
42		1				1
43		1	1			2
44						
45		2				2
46		1	1			2
47		3				3
48						
49		1	1			2
50		1	1			2
51		1				1
52			1			1
53		1				1
54		1		1		2
55				2		2
56						
57						
58						
59		1				1
60						
61						
62						
計	-	50	5	3	-	58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		122				122
23		145				145
24		178				178
25		193				193
26		212				212
27		216				216
28		240				240
29		222				222
30		199				199
31		229	1			230
32		188				188
33		179				179
34		160				160
35		166	1			167
36		133				133
37		161	1			162
38		148	4			152
39		135	3			138
40		150	3			153
41		121	3			124
42		131	8			139
43		104	6			110
44		105	12			117
45		106	18	1		125
46		80	16	3		99
47		95	29	8		132
48		84	26	22	1	133
49		66	23	30	1	120
50		60	17	43	3	123
51		97	11	45	2	155
52		90	9	70	13	182
53		91	9	60	27	187
54		91	7	51	47	196
55		94	1	27	50	172
56		115	10	20	60	205
57		118	13	20	62	213
58		115	6	15	55	191
59		139	14	21	72	246
60						
61						
62						
計	-	5,278	251	436	393	6,358

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1					1
23	2					2
24	2	5				7
25		2				2
26		6				6
27		9				9
28	1	4				5
29		6				6
30		7				7
31		2				2
32		5				5
33		8				8
34		6				6
35		4				4
36		6				6
37		4				4
38		4				4
39		4				4
40		3				3
41			9			9
42			6			6
43			3			3
44		1	4			5
45		5				5
46			6			6
47			5			5
48		1	3			4
49			8			8
50			9			9
51			7			7
52			6	2		8
53			9	1		10
54			5	4		9
55			4	3		7
56			6	4	1	11
57			1	4		5
58			1	4	3	8
59			1	4	2	7
計	6	87	98	26	6	223

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
22					
23					
24	1				1
25	1				1
26	1				1
27	2				2
28					
29	1				1
30	1				1
31	1	1			2
32	1				1
33	1				1
34		1	1		2
35			1		1
36		1			1
37		1			1
38					
39					
40			1		1
41					
42			1		1
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55			1		1
56					
57				1	1
58				1	1
59				1	1
60					
61			1		1
62				1	1
63					
64					
計	10	4	6	4	24

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24		3							3
25		2							2
26		4							4
27		5							5
28		3							3
29		3							3
30		2							2
31		1							1
32		1	3						4
33			2						2
34		2	2						4
35			1	2					3
36			2	1					3
37			2						2
38			2	1					3
39				2					2
40				2	1				3
41					1				1
42					4				4
43				1	1				2
44				1	4				5
45			2		2				4
46				2	6				8
47					4				4
48				1	3				4
49					6	1			7
50				1	4	2			7
51			1		4	1			6
52					7				7
53			1		3				4
54					3	1			4
55					3	2			5
56					5	4			9
57					3	2			5
58					1	6	1		8
59						1			1
計	-	26	18	14	65	20	1	-	144

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		6						6
23		7						7
24		3						3
25		4	3					7
26		1	3					4
27			5					5
28			1					1
29			3					3
30			3	1				4
31			3	1				4
32			1	2				3
33			2	1				3
34			1	1				2
35								
36			1	1				2
37				3				3
38			1	1				2
39				1				1
40				4				4
41					1			1
42				1				1
43				2				2
44								
45				2	1			3
46				1				1
47				2				2
48								
49					2			2
50					3			3
51				1	5			6
52					4			4
53					3	1		4
54					1	1		2
55					2	1		3
56					2	2		4
57					1	2		3
58					1	3		4
59					1	1		2
計	-	21	27	25	27	11	-	111

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	68				66						
公安職	18					3	12	1	2		
教育職(一)	251	12	234			5					
小学校・中学校教育職	267		255		4	8					
研究職	3		3								
医療職(二)	1					1					
給料表計	608										
60歳	234										
61歳	167										
62歳	120										
63歳	50										
64歳	37										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	169		19		147			3			
公安職	16					9	4	2	1		
教育職(一)	68	3	65								
小学校・中学校教育職	78		78								
研究職	14		14								
医療職(二)	8					8					
医療職(三)	6					6					
給料表計	359										
60歳	84										
61歳	70										
62歳	70										
63歳	67										
64歳	68										

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所827事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、18層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員

7,728人（うち初任給関係578人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は33,581人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計			219	78	101	40
農 業 , 林 業 , 漁 業			0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業			11	3	4	4
製 造 業			112	35	56	21
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業			47	19	22	6
卸 売 業 , 小 売 業			15	5	7	3
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業			6	5	1	0
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業			28	11	11	6

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が26所あった。
- 2 調査対象事業所252所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所7所を除いた245所に占める調査完了事業所219所の割合（調査完了率）は、89.4%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒		197,485	201,915	194,476	187,091
	短 大 卒		179,997	179,755	182,415	174,307
	高 校 卒		164,682	165,967	164,402	161,546
新 卒 技 術 者	大 学 卒		201,623	205,607	201,458	190,498
	短 大 卒		183,924	184,708	187,280	169,906
	高 校 卒		166,388	168,437	166,794	160,417
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒		199,247	203,321	197,719	188,724
	短 大 卒		181,772	181,931	184,729	172,416
	高 校 卒		165,505	167,040	165,650	160,981

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	4	53.8	1,071,930	213	1,071,717	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	8	48.6	588,659	103	588,556	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	49.2	660,652	0	660,652	
	短 大 卒	2	43.5	516,364	394	515,970	
	高 校 卒	2	53.0	515,716	0	515,716	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	186	53.2	582,638	2,263	580,375	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	132	53.4	602,061	1,026	601,035	
	短 大 卒	16	52.3	539,891	2,134	537,757	
	高 校 卒	38	52.9	538,786	6,269	532,517	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	195	52.2	588,811	3,480	585,331	同 上
	大 学 卒	131	51.9	604,927	2,429	602,498	
	短 大 卒	12	53.6	584,759	3,560	581,199	
	高 校 卒	52	52.7	551,313	5,965	545,348	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和3年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	57	50.8	523,905	18,004	505,901	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と 認められる部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	41	50.3	524,620	21,230	503,390	
	短 大 卒	6	51.4	504,927	34,617	470,310	
	高 校 卒	9	52.6	530,417	0	530,417	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 部 次 長	35	51.6	514,818	3,748	511,070	同 上
	大 学 卒	21	52.5	529,979	4,013	525,966	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	12	49.5	487,503	2,603	484,900	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	268	50.3	491,280	5,633	485,647	2係以上又は構成員10人以上の課の 長 職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	164	49.4	502,307	3,777	498,530	
	短 大 卒	19	50.6	441,088	1,948	439,140	
	高 校 卒	81	52.3	484,008	11,076	472,932	
	中 学 卒	4	45.8	392,348	0	392,348	
種	技 術 課 長	503	49.0	501,510	13,442	488,068	同 上
	大 学 卒	275	48.2	522,076	13,464	508,612	
	短 大 卒	36	48.0	485,880	12,604	473,276	
	高 校 卒	187	50.3	476,154	13,909	462,245	
	中 学 卒	5	52.3	439,426	91	439,335	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	92	48.0	494,238	40,411	453,827	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	44	43.6	458,823	47,359	411,464	
	短 大 卒	10	46.1	471,439	51,555	419,884	
	高 校 卒	38	53.0	535,572	30,887	504,685	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	180	45.6	508,187	47,151	461,036	同 上
	大 学 卒	124	44.0	518,493	51,444	467,049	
	短 大 卒	8	52.5	516,368	318	516,050	
	高 校 卒	48	47.9	483,895	46,108	437,787	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	382	46.6	411,047	43,868	367,179	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	185	44.2	404,221	41,943	362,278	
	短 大 卒	48	48.0	378,584	46,346	332,238	
	高 校 卒	146	48.9	430,101	45,991	384,110	
	中 学 卒	3	49.0	314,126	1,245	312,881	
種	技 術 係 長	568	45.6	475,302	67,644	407,658	同 上
	大 学 卒	242	41.7	460,140	55,409	404,731	
	短 大 卒	43	44.7	442,108	72,010	370,098	
	高 校 卒	281	49.1	493,269	78,005	415,264	
	中 学 卒	2	46.1	425,538	79,145	346,393	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	290	43.4	339,263	32,408	306,855	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	151	40.2	336,778	34,392	302,386	
	短 大 卒	42	47.5	327,286	21,023	306,263	
	高 校 卒	95	46.2	347,418	34,098	313,320	
	中 学 卒	2	50.5	351,905	36,725	315,180	
技 術	技 術 主 任	590	43.9	451,207	90,163	361,044	同 上
	大 学 卒	254	38.8	399,632	69,272	330,360	
	短 大 卒	59	45.8	387,640	56,531	331,109	
	高 校 卒	276	47.3	500,282	111,522	388,760	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	1,903	38.2	298,385	28,900	269,485	
	大 学 卒	1,000	35.2	310,470	33,098	277,372	
	短 大 卒	266	43.2	282,311	22,606	259,705	
	高 校 卒	634	40.7	286,330	24,951	261,379	
	中 学 卒	3	37.3	231,120	16,428	214,692	
種	技 術 係 員	1,687	35.0	331,519	55,647	275,872	
	大 学 卒	839	33.1	328,340	53,910	274,430	
	短 大 卒	200	35.7	324,004	54,722	269,282	
	高 校 卒	647	36.9	336,764	57,746	279,018	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	4	53.8	1,071,930	213	1,071,717	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	4	51.7	669,633	0	669,633	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.7	732,774	0	732,774	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	106	54.0	603,929	1,630	602,299	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	83	54.3	618,145	1,449	616,696	
	短 大 卒	7	51.7	512,835	3,218	509,617	
	高 校 卒	16	53.8	580,389	1,726	578,663	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	91	52.9	646,683	2,035	644,648	同 上
	大 学 卒	68	53.0	656,577	833	655,744	
	短 大 卒	4	53.4	636,268	2,456	633,812	
	高 校 卒	19	52.4	617,670	5,765	611,905	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	24	49.8	611,620	36,492	575,128	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	16	49.7	651,901	48,571	603,330	
	短 大 卒	4	49.5	518,483	49,068	469,415	
	高 校 卒	3	50.4	570,858	0	570,858	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 部 次 長	8	55.1	580,147	7,660	572,487	同 上
	大 学 卒	4	53.1	601,300	14,535	586,765	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	57.8	542,291	0	542,291	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 課 長	171	50.7	518,981	3,896	515,085	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	111	49.7	526,711	2,362	524,349	
	短 大 卒	12	50.8	445,176	2,065	443,111	
	高 校 卒	47	53.4	518,775	8,583	510,192	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	218	49.9	564,355	16,607	547,748	同 上
	大 学 卒	138	48.7	579,019	15,387	563,632	
	短 大 卒	12	49.8	565,401	26,284	539,117	
	高 校 卒	66	52.2	535,266	17,609	517,657	
	中 学 卒	2	53.5	549,016	0	549,016	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事務課長代理	73	48.7	513,292	44,377	468,915	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	29	43.5	484,749	56,540	428,209	
	短大卒	9	46.2	477,113	55,892	421,221	
	高校卒	35	53.2	543,324	32,382	510,942	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	104	46.1	543,247	49,335	493,912	同 上
	大学卒	83	43.8	538,522	49,930	488,592	
	短大卒	3	53.9	644,060	708	643,352	
	高校卒	18	52.5	540,901	56,204	484,697	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事務係長	188	46.8	446,054	51,530	394,524	係の長及び係長級専門職
	大学卒	86	44.5	430,933	47,944	382,989	
	短大卒	20	47.2	410,862	62,654	348,208	
	高校卒	82	48.9	468,759	52,522	416,237	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術係長	294	46.6	526,847	77,705	449,142	同 上
	大学卒	106	42.1	519,150	63,397	455,753	
	短大卒	11	46.7	579,516	129,653	449,863	
	高校卒	176	49.8	530,377	85,483	444,894	
	中学卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	137	45.3	371,262	36,916	334,346	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	65	42.1	380,147	45,817	334,330	
	短 大 卒	22	48.8	367,884	19,213	348,671	
	高 校 卒	49	47.5	363,278	34,210	329,068	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	299	46.1	512,974	109,388	403,586	同 上
	大 学 卒	115	39.8	448,478	85,263	363,215	
	短 大 卒	23	47.7	447,278	66,771	380,507	
	高 校 卒	160	49.4	557,838	128,516	429,322	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係 職	事 務 係 員	995	37.7	311,410	31,408	280,002	
	大 学 卒	584	34.8	320,665	35,477	285,188	
	短 大 卒	121	44.8	295,734	20,511	275,223	
	高 校 卒	290	40.5	299,710	27,859	271,851	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	844	34.3	346,356	63,759	282,597	
	大 学 卒	373	31.5	343,466	61,463	282,003	
	短 大 卒	85	32.5	335,419	71,181	264,238	
	高 校 卒	385	36.7	350,571	64,215	286,356	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	4	45.1	499,462	217	499,245	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	2	43.5	516,364	394	515,970	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	66	52.0	564,033	3,036	560,997	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	42	52.1	582,635	0	582,635	
	短 大 卒	7	52.6	620,110	0	620,110	
	高 校 卒	17	51.7	500,558	10,964	489,594	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	87	51.5	526,293	4,241	522,052	同 上
	大 学 卒	50	50.5	543,845	5,249	538,596	
	短 大 卒	8	53.9	537,596	4,571	533,025	
	高 校 卒	29	52.3	496,302	2,591	493,711	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	27	52.4	487,203	22	487,181	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	19	51.2	488,336	31	488,305	
	短 大 卒	2	56.0	472,455	0	472,455	
	高 校 卒	6	54.9	488,261	0	488,261	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	25	50.1	502,013	1,304	500,709	同 上
	大 学 卒	16	52.1	521,396	0	521,396	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	9	47.0	471,123	3,381	467,742	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	88	49.3	435,733	10,204	425,529	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	46	48.8	444,001	8,324	435,677	
	短 大 卒	6	49.1	448,159	2,104	446,055	
	高 校 卒	33	50.5	428,933	15,469	413,464	
	中 学 卒	3	45.6	360,258	0	360,258	
種	技 術 課 長	230	48.1	445,250	12,010	433,240	同 上
	大 学 卒	110	47.4	461,427	12,957	448,470	
	短 大 卒	16	47.8	436,930	3,180	433,750	
	高 校 卒	102	48.7	431,887	12,628	419,259	
	中 学 卒	2	52.7	366,959	0	366,959	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	19	44.5	389,157	18,541	370,616	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	15	43.7	388,775	22,551	366,224	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	48.5	386,360	2,117	384,243	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	46	42.9	407,819	32,364	375,455	同 上
	大 学 卒	23	42.5	435,420	50,149	385,271	
	短 大 卒	4	51.0	402,865	0	402,865	
	高 校 卒	19	41.4	379,164	20,634	358,530	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	160	45.9	371,433	36,709	334,724	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	89	43.5	378,485	37,951	340,534	
	短 大 卒	22	48.6	357,834	36,763	321,071	
	高 校 卒	47	48.7	366,433	35,609	330,824	
	中 学 卒	2	49.5	341,378	2,378	339,000	
種	技 術 係 長	200	43.7	391,971	52,772	339,199	同 上
	大 学 卒	107	41.3	386,572	48,219	338,353	
	短 大 卒	15	45.9	377,574	39,905	337,669	
	高 校 卒	77	46.8	401,889	61,876	340,013	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	99	39.7	317,982	34,183	283,799	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	57	37.4	307,302	29,514	277,788	
	短 大 卒	8	41.6	306,691	33,488	273,203	
	高 校 卒	34	42.9	337,846	41,904	295,942	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	252	40.8	351,120	61,210	289,910	同 上
	大 学 卒	110	38.5	350,330	55,421	294,909	
	短 大 卒	31	44.6	336,609	48,672	287,937	
	高 校 卒	111	41.9	356,007	70,290	285,717	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	646	37.9	281,501	29,881	251,620	
	大 学 卒	298	35.2	291,982	33,336	258,646	
	短 大 卒	107	41.8	276,856	31,179	245,677	
	高 校 卒	239	39.4	271,491	25,338	246,153	
	中 学 卒	2	29.6	266,427	27,774	238,653	
種	技 術 係 員	701	36.6	305,716	42,480	263,236	
	大 学 卒	386	35.5	315,002	47,439	267,563	
	短 大 卒	93	40.7	319,220	38,338	280,882	
	高 校 卒	222	36.9	279,692	34,501	245,191	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	14	51.6	500,522	3,926	496,596	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	49.6	513,831	990	512,841	
	短 大 卒	2	53.7	415,952	3,995	411,957	
	高 校 卒	5	53.4	513,605	7,675	505,930	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	17	51.9	525,418	8,156	517,262	同 上
	大 学 卒	13	50.7	520,653	2,350	518,303	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	55.6	540,144	26,101	514,043	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	6	50.2	311,826	0	311,826	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	6	50.2	311,826	0	311,826	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	2	55.0	445,341	13,916	431,425	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	9	49.3	395,452	2,861	392,591	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	7	48.2	399,172	3,524	395,648	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	55	48.3	431,026	4,681	426,345	同 上
	大 学 卒	27	47.6	418,051	4,719	413,332	
	短 大 卒	8	44.6	413,416	2,216	411,200	
	高 校 卒	19	50.7	457,803	5,641	452,162	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	30	48.0	533,537	62,510	471,027	同 上
	大 学 卒	18	46.9	526,355	60,379	465,976	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	11	49.4	550,684	70,993	479,691	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	34	48.3	365,815	27,844	337,971	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	10	46.7	352,415	15,801	336,614	
	短 大 卒	6	48.6	334,843	21,309	313,534	
	高 校 卒	17	49.0	388,424	38,031	350,393	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 長	74	44.3	392,557	47,901	344,656	同 上
	大 学 卒	29	40.4	367,808	32,728	335,080	
	短 大 卒	17	42.3	404,113	60,297	343,816	
	高 校 卒	28	49.3	410,102	55,592	354,510	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	54	44.2	283,005	16,886	266,119	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	29	40.5	284,235	15,684	268,551	
	短 大 卒	12	48.4	255,110	17,232	237,878	
	高 校 卒	12	47.9	296,530	14,708	281,822	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	39	35.9	296,070	28,122	267,948	同 上
	大 学 卒	29	34.6	299,842	28,297	271,545	
	短 大 卒	5	39.4	272,225	31,093	241,132	
	高 校 卒	5	39.9	298,130	24,479	273,651	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	262	40.6	273,973	15,722	258,251	
	大 学 卒	118	37.4	287,479	18,367	269,112	
	短 大 卒	38	41.1	244,998	10,480	234,518	
	高 校 卒	105	43.8	270,846	14,934	255,912	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	142	34.6	288,457	26,547	261,910	
	大 学 卒	80	32.5	272,371	24,824	247,547	
	短 大 卒	22	33.9	257,133	12,507	244,626	
	高 校 卒	40	39.2	337,511	37,537	299,974	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転	6	56.5	325,590	52,231	273,359	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	1	*	*	*	*	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	5	54.9	744,180	0	744,180	
	大 学 教 授	17	59.1	659,329	0	659,329	
	大 学 准 教 授	14	50.5	545,108	0	545,108	
	大 学 講 師	10	42.0	450,070	0	450,070	
	大 学 助 教	2	34.0	358,050	0	358,050	
	高 等 学 校 校 長	2	60.0	643,063	9,566	633,497	
	高 等 学 校 教 頭	4	57.8	547,967	7,792	540,175	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	44	44.7	460,582	8,448	452,134	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	12	52.2	548,126	12,696	535,430	
	研 究 室 (係) 長	10	51.0	559,191	52,047	507,144	
	主 任 研 究 員	16	41.7	446,116	84,543	361,573	
	研 究 員	53	39.7	391,364	45,110	346,254	
	研 究 補 助 員	6	40.7	260,826	16,723	244,103	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴		項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
岡山県	大学卒	規模計	33.2	(20.8)	(76.4)	(2.8)	66.8
		500人以上	36.1	(14.5)	(85.5)	(0.0)	63.9
		100人以上 500人未満	34.0	(23.1)	(73.2)	(3.6)	66.0
		100人未満	24.7	(32.7)	(58.6)	(8.6)	75.3
	高校卒	規模計	28.0	(29.5)	(70.5)	(0.0)	72.0
		500人以上	32.4	(12.5)	(87.5)	(0.0)	67.6
		100人以上 500人未満	29.6	(43.4)	(56.6)	(0.0)	70.4
		100人未満	14.3	(42.4)	(57.6)	(0.0)	85.7
全国	大学卒	規模計	48.1	(25.3)	(74.2)	(0.5)	51.9
		500人以上	86.7	(29.1)	(70.6)	(0.3)	13.3
		100人以上 500人未満	51.9	(23.6)	(75.6)	(0.8)	48.1
		100人未満	22.3	(23.9)	(75.9)	(0.2)	77.7
	高校卒	規模計	29.2	(29.3)	(70.0)	(0.8)	70.8
		500人以上	53.4	(33.6)	(65.7)	(0.7)	46.6
		100人以上 500人未満	30.4	(25.8)	(73.4)	(0.7)	69.6
		100人未満	15.1	(32.7)	(66.4)	(0.9)	84.9

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係員		24.1	18.6	0.6	56.7
	課長級		21.7	16.0	0.0	62.3
全国	係員		23.5	13.6	0.6	62.3
	課長級		19.2	12.4	0.6	67.8

注：ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
				増 額	減 額	変化なし			
岡山 県	係 員		91.9	91.5	19.3	6.1	66.0	0.4	8.1
	課 長 級		79.8	78.9	17.9	6.6	54.4	0.9	20.2
全 国	係 員		85.2	82.1	22.5	8.4	51.3	3.0	14.8
	課 長 級		76.6	73.6	18.8	7.4	47.5	3.0	23.4

- 注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
		岡 山 県	全 国
家族手当制度がある		76.4%	74.1%
配偶者に家族手当を支給する		(86.3%)	(74.5%)
家族手当制度がない		23.6%	25.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,816円	12,713円
	配偶者と子1人	17,313円	19,145円
	配偶者と子2人	22,431円	25,243円

- 注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 注：2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される(配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額)。

第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
		在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
岡山県	46.2	(23.5)	(76.5)	53.8
全国	49.8	(23.1)	(76.9)	50.2

注： () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
岡山県	25.9	74.1
全国	19.9	80.1

注： 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第21表 民間における特別給の支給状況

区 分		全 国		
		岡山県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	330,142 円	398,936 円	282,202 円
	上 半 期 (A ₂)	330,482	401,295	283,339
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	717,514 円	849,509 円	499,372 円
	上 半 期 (B ₂)	699,094	880,342	512,770
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.17 月分	2.13 月分	1.77 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.12	2.19	1.81
	年 間 計	4.29月分	4.32月分	

注：1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは令和3年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.45月である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	52.6	47.4	45.1	54.9	43.5	56.5	
	500人以上	51.6	48.4	37.7	62.3	37.3	62.8	
	100人以上 500人未満	53.1	46.9	50.9	49.1	48.1	51.9	
	100人未満	53.4	46.6	47.1	52.9	46.8	53.2	
全 国	規 模 計	52.6	47.4	48.8	51.2	47.5	52.5	
	500人以上	52.0	48.0	46.1	53.9	45.0	55.0	
	100人以上 500人未満	51.8	48.2	47.6	52.4	46.5	53.5	
	100人未満	54.2	45.8	52.5	47.5	50.8	49.2	

第23表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
		岡 山 県	99.5	
全 国	99.2	82.7	16.4	0.8

注：1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分		項目	給与減額あり		給与減額なし
				60歳で減額	
岡 山 県	課 長 級		61.3	25.9	38.7
	非 管 理 職		60.4	29.2	39.6
全 国	課 長 級		40.2	26.2	59.8
	非 管 理 職		36.3	24.0	63.7

注：1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生計費関係

令和3年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）等により、令和3年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,100 円	43,440 円	50,740 円	58,030 円	65,330 円
住居関係費	41,650	50,710	43,660	36,620	29,580
被服・履物費	5,970	6,710	8,410	10,110	11,800
雑費 I	22,510	48,600	60,240	71,880	83,540
雑費 II	9,700	28,580	27,950	27,320	26,680
計	106,930	178,040	191,000	203,960	216,930

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.579	0.676	0.773	0.870
住居関係費	0.964	0.830	0.696	0.562
被服・履物費	0.464	0.581	0.698	0.815
雑費 I	0.344	0.426	0.508	0.591
雑費 II	0.563	0.550	0.538	0.526

4 労働経済関係

第26表 労働経

項目		年 月		平成31年(度)	令和	令和2年	5 月	6 月	
				(令和元年(度))	2年(度)	4 月			
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	きま っ て 支 給 す る 給 与	(円)	296,129	293,250	295,668	287,170	290,945	
			前年度比・前年同月比(%)	0.1	△ 1.0	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	
			(円)	271,143	271,497	272,921	268,587	272,241	
		〔 調 査 産 業 計 〕	う ち 所 定 内 給 与	前年度比・前年同月比(%)	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1
			う ち 所 定 外 給 与	(円)	24,986	21,753	22,747	18,583	18,704
		※年度平均							
	〔 調 査 産 業 計 〕	総 実 労 働 時 間 数	(時間)	144.2	140.0	143.8	126.9	141.3	
		※年度平均							
		う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	(時間)	12.3	10.6	10.5	8.6	9.3	
	※年度平均								
岡 山 県	きま っ て 支 給 す る 給 与	(円)	264,828	269,358	272,168	265,453	267,542		
		前年比・前年同月比(%)	△ 1.7	1.7	2.4	1.0	1.1		
		(円)	241,814	249,742	250,395	248,926	250,823		
	〔 調 査 産 業 計 〕	う ち 所 定 内 給 与	※年平均						
		う ち 所 定 外 給 与	(円)	23,014	19,616	21,773	16,527	16,719	
	※年平均								
〔 調 査 産 業 計 〕	総 実 労 働 時 間 数	(時間)	147.6	144.3	147.5	133.2	148.2		
	※年平均								
	う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	(時間)	12.5	10.8	10.7	8.7	9.5		
※年平均									
消 費 支 出 (総務省家計調査)	全 国	全 世 帯	(円)	293,379	277,926	267,922	252,017	273,699	
		前年比・前年同月比(%)	2.1	△ 5.3	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1		
	岡 山 市	全 世 帯	(円)	323,853	305,811	303,621	280,883	298,367	
		前年比・前年同月比(%)	2.7	△ 5.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3		
〔 調 査 産 業 計 〕	全 世 帯	(円)	306,454	262,385	245,328	243,780	256,209		
	前年比・前年同月比(%)	5.3	△ 14.4	△ 21.3	△ 27.4	△ 11.7			
〔 調 査 産 業 計 〕	勤 労 者 世 帯	(円)	318,036	290,903	270,817	261,126	278,915		
	前年比・前年同月比(%)	0.7	△ 8.5	△ 4.7	△ 27.1	△ 15.3			
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・前年同月比(%)	0.5	△ 0.2	0.1	0.1	0.1	
		岡 山 市	前年度比・前年同月比(%)	0.1	0.0	0.4	0.4	0.4	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比・前年同月比(%)	0.1	△ 1.4	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6		
雇 用	常用雇用指数	〔 調 査 産 業 計 〕	〔 厚生労働省毎月勤労統計調査〕	前年度比・前年同月比(%)	1.2	0.0	0.8	0.2	0.2
	完全失業率(総務省労働力調査)			(%)	2.3	2.9	2.6	2.8	2.8
	有 効 求 人 倍 率 (厚生労働省, 岡山労働局)	全 国	(倍)	1.55	1.10	1.30	1.18	1.12	
		※年度平均							
岡山県	(倍)	1.99	1.47	1.75	1.63	1.57			
※年度平均									

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は平成27年基準である。

5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
292,662 △ 1.3	291,134 △ 1.6	292,878 △ 1.0	296,294 △ 0.7	294,168 △ 1.2	294,981 △ 0.7	293,031 0.0	292,791 △ 0.3	297,340 1.1	300,317 1.6	294,857 2.6
272,186 0.2	269,946 △ 0.4	271,743 0.0	273,816 0.3	271,143 △ 0.3	271,852 0.1	270,026 0.4	269,868 0.3	273,650 1.5	275,920 1.1	272,097 1.4
20,476	21,188	21,135	22,478	23,025	23,129	23,005	22,923	23,690	24,397	22,790
145.8	133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0
10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1
266,893 △ 0.2	266,337 0.5	266,322 0.5	274,941 2.3	267,731 0.6	270,686 1.6	266,480 △ 1.8	262,918 △ 3.1	266,299 △ 2.1	265,841 △ 2.3	264,233 △ 0.4
249,777	249,012	248,375	255,835	248,460	250,002	246,304	242,820	245,637	244,587	244,065
17,116	17,325	17,947	19,106	19,271	20,684	20,176	20,098	20,662	21,254	20,168
148.6	135.1	143.8	150.3	144.5	144.8	137.3	138.6	148.3	151.2	137.6
9.9	9.1	10.6	11.3	11.1	11.5	11.0	11.2	11.7	12.1	11.0
266,897 △ 7.3	276,360 △ 6.7	269,863 △ 10.2	283,508 1.4	278,718 0.0	315,007 △ 2.0	267,760 △ 6.8	252,451 △ 7.1	309,800 6.0	301,043 12.4	281,063 11.5
288,622 △ 10.1	304,458 △ 6.5	304,161 △ 7.7	312,334 2.3	305,404 0.5	333,777 △ 3.4	297,629 △ 4.8	280,781 △ 7.4	344,055 6.7	338,638 11.5	317,681 13.1
256,238 △ 3.5	251,378 △ 25.0	277,948 △ 13.0	256,284 △ 6.1	252,392 △ 15.7	286,476 0.0	296,849 12.2	294,149 16.1	302,542 △ 0.7	304,307 24.0	262,786 7.8
286,388 1.2	285,800 △ 27.2	310,990 5.2	285,822 16.1	282,670 △ 6.6	314,083 8.3	315,333 8.5	344,083 29.6	341,622 △ 4.6	324,242 19.7	267,343 2.4
0.3	0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1
0.6	0.1	0.2	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3
△ 1.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8	5.1
0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2
2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
1.49	1.44	1.41	1.41	1.41	1.38	1.41	1.41	1.38	1.42	1.46

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月6日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272